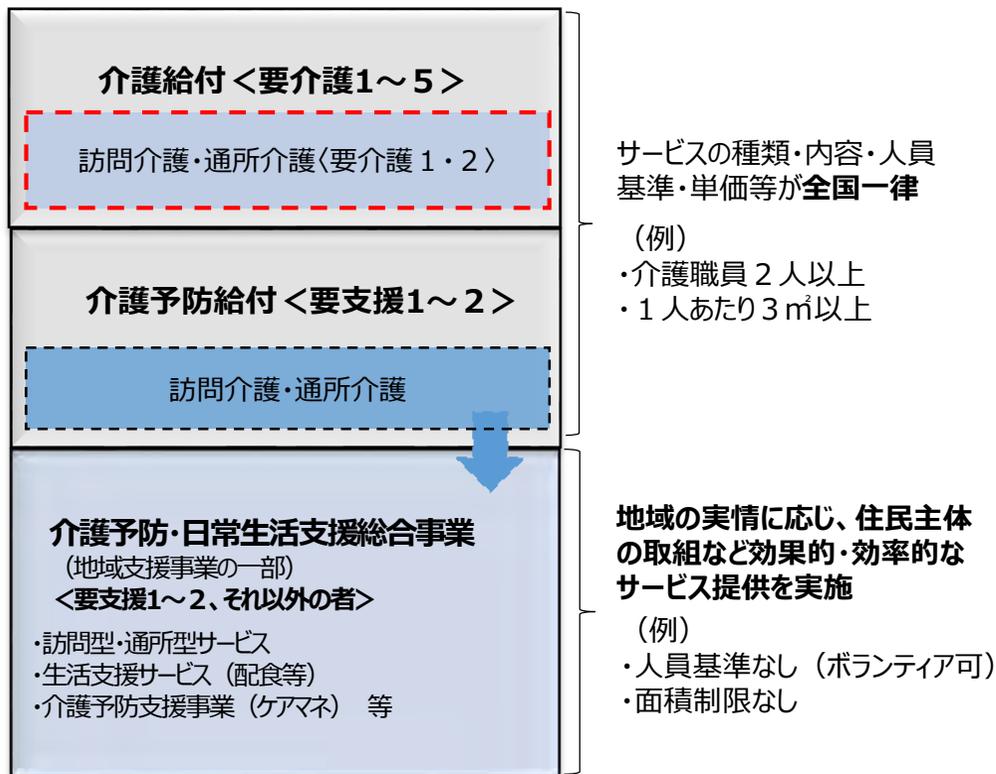


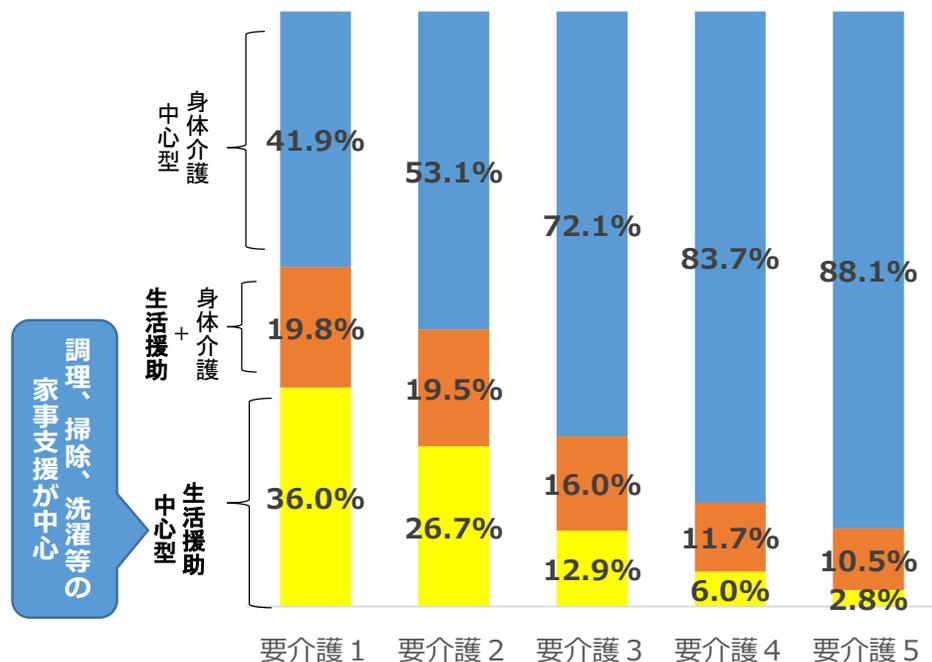
要介護1・2への訪問介護・通所介護の地域支援事業への移行等

- 要支援者に対する訪問介護・通所介護については、地域の実情に応じた多様な主体による効果的・効率的なサービス提供を行う観点から、地域支援事業へ移行（2018年3月末に移行完了）。
- 今後も介護サービスの需要の大幅な増加が見込まれる中、生活援助型サービスをはじめ、全国一律の基準ではなく、**人員配置や運営基準の緩和を通じて、地域の実情に合わせた多様な人材や資源の活用を図り、必要なサービスを提供するための枠組みを構築する必要。**
- 第9期介護保険事業計画に向けて、**要介護1・2への訪問介護・通所介護についても地域支援事業への移行を目指し、段階的にでも、生活援助型サービスをはじめ、地域の実情に合わせた多様な主体による効果的・効率的なサービス提供を可能にすべくである。**

◆介護給付と地域支援事業



◆訪問介護サービスの提供状況 ※訪問回数



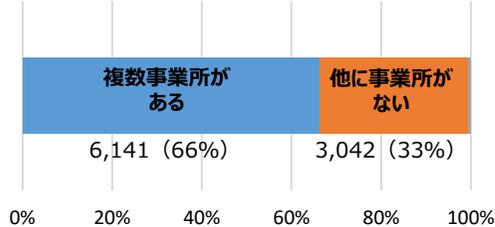
（出所）厚生労働省「介護給付費等実態統計」（2020年5月～2021年4月審査分）

業務の効率化と経営の大規模化・協働化

- 現状、介護サービスの経営主体は小規模な法人が多く、業務の効率化も不十分。他方、規模別に見ると、規模の大きな事業所・施設や事業所の数が多い法人ほど平均収支率が高いなど規模の利益が働き得る。
- 介護分野では主として収入面が公定価格によって規定される以上、費用面の効率化が重要であり、国や自治体が先進・優良事例を示して、備品の一括購入、請求事務や労務管理など管理部門の共通化、効率的な人員配置といった費用構造の改善、さらにはその実現に資する経営の大規模化・協働化を慫慂していくべき。
- この観点から、社会福祉連携推進法人の設立を更に推進し、事例を示しつつ制度を周知していくことが重要。
- さらに、介護給付費の増大を防ぐ観点から、規模の利益を生かすなど、大規模な事業所等をメルクマールとして介護報酬を定めていくことも検討していくべきであり、大規模化・協働化を含む経営の効率化を促す必要。

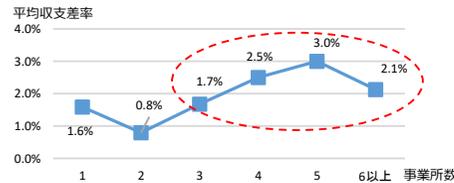
◆介護事業者の経営主体の規模

- 介護サービス事業所・施設の4割弱が1法人1施設・事業所



(出所)「令和2年度介護労働実態調査」介護労働安定センター

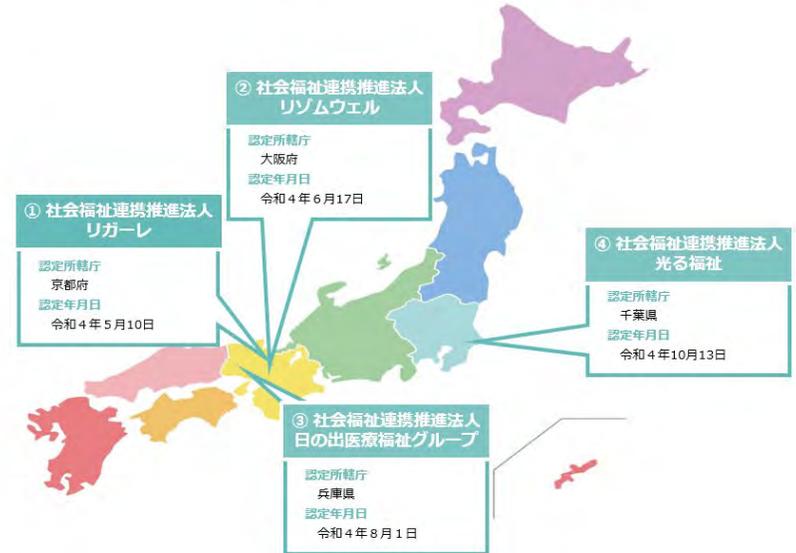
◆社会福祉法人1法人当たりの事業所数と平均収支差率の関係



本部機能の統合、給食事業の共同化、物品等の共同購入等によりコストを削減し、経営を効率化。この他、法人の垣根を超え、近隣の他法人との共同購入を行うといった先進的な例もある(財務局調べ)。

(注) 介護事業経営実態調査等における事業所別の経営状況に関するデータについて、介護事業所2,922事業所分を集計した結果。
(出所) 平成30年度財務省予算執行調査による調べ

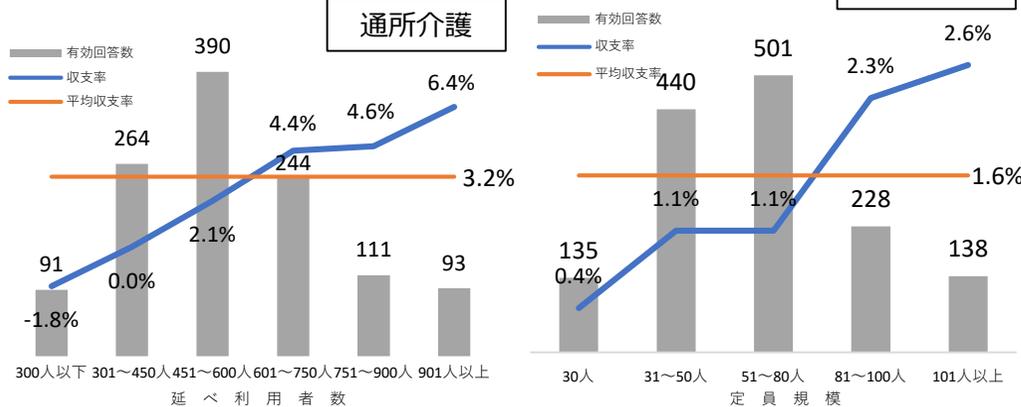
◆社会福祉連携推進法人の設立状況：4法人(令和4年10月時点)



(注) 社会福祉連携推進法人

- 2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、参画する社員の過半数は社会福祉法人であることが必要。
- 社員総会(原則1社員1議決権)、理事会(理事6名以上、うち代表理事1名)、社会福祉連携推進評議会(3名以上)等を設置。
- 社員に対し、経営支援や貸付、人材確保支援、物資の供給を行うほか、地域福祉の推進に係る共同での取組や災害発生時の福祉サービスの確保を支援。
- 令和4年4月より認定開始。

◆規模別 収支状況(通所介護、特養) ※収支率

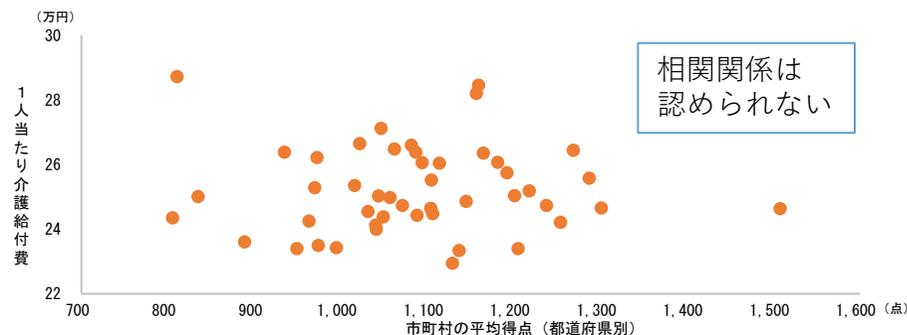
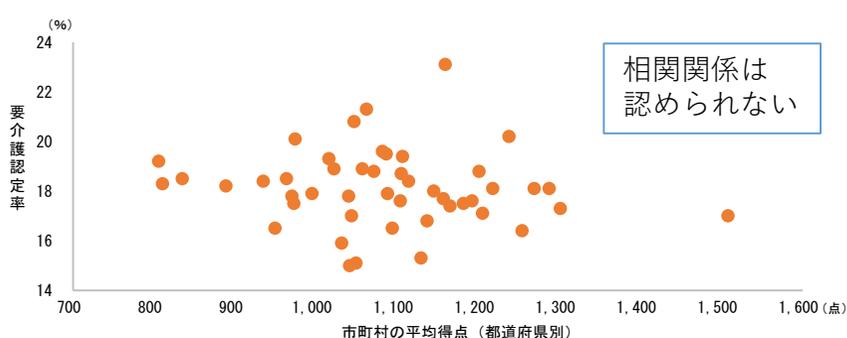


(出所) 令和2年度介護事業経営実態調査

インセンティブ交付金のあり方の見直し〈予算執行調査〉

- インセンティブ交付金（保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金）は、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者の取組を推進するものであるが、現状はアウトカム指標の割合が小さいため、評価指標と要介護認定率の改善等の成果が結び付いているとは言い難い。
- さらに、現行の2つの交付金は、同じ評価指標に基づき配点を行っているため、役割が重複している。
- 2つの交付金の間での重複を排除するとともに、介護費用の効率化インセンティブが適切に働くようにするため、介護費用の抑制に直接的につながる指標のみを評価する方向で制度を簡素化しつつ、アウトカム指標への配点の重点化を進めるべき。
- あわせて、評価の透明性を確保するため、各自治体の指標ごとの点数獲得状況を閲覧できるよう評価結果を公表し、「見える化」を進めるべき。

◆令和4年度評価指標における市町村の平均得点（都道府県別）と要介護認定率・1人当たり介護給付費との相関関係



(注) 認定率は、認定率の大小に大きな影響を及ぼす、「第1号被保険者の性・年齢別人口構成」の影響を除外したものであり、令和2年度末の年齢調整後認定率。また、1人当たりの給付費とは、給付費の大小に大きな影響を及ぼす、「第1号被保険者の性・年齢別人口構成」と「地域区分別単価」の影響を除外したものであり、令和元年度末の1人当たり給付費。
(出所) 財務省・予算執行調査（令和4年7月公表）

◆評価指標の項目数と配点（令和4年度・令和5年度、市町村分）

	令和4年度		令和5年度	
	推進交付金	支援交付金	推進交付金	支援交付金
項目数	224	97	227	95
うちアウトカム指標	6 (2.7%)	6 (6.2%)	8 (3.5%)	8 (8.4%)
配点	1,375	730	1,355	830
うちアウトカム指標	180 (13.1%)	180 (24.7%)	300 (22.1%)	300 (36.1%)

(注) 括弧内は全体に占めるアウトカム指標の割合。

◆評価指標の例（令和5年度、市町村分）

- 介護給付の適正化事業の主要5事業のうち、いくつ実施しているか。
(←「実施」の基準を明確化すべき)
- 在宅医療・介護連携を推進するため、多職種を対象とした研修会を開催している。
(←定量的な目標を設定すべき)
- 管内の介護事業所に対し、事故報告に関する支援を行っているか。
(←行政による指導等で対応すべき)

介護給付適正化事業の見直し

- 都道府県と市町村が実施する介護給付費の適正化に資する事業（適正化事業）については、平成20年の取組開始以降、見直しが行われていないため、これまでの取組の実施状況を踏まえ、より効果的なものに見直す必要がある。
- 「ケアプラン点検」・「住宅改修・福祉用具実態調査」は、実施主体である市町村の事務負担が大きく、人員不足等により事業を実施していても件数が少ないケースが見られるところ、点検対象とすべき事例を明確化した上で目標水準を設定するなど、確実な実施を図るための見直しを行うべき。その実施に当たっては、都道府県が主体性を持って実効性を確保すべきであり、市町村同士の共同事業の調整等、都道府県が積極的に市町村支援を行う必要。
- さらに、1人当たり給付費や要介護認定率等の地域差を是正するためには、広域的な要因分析が不可欠であり、都道府県が主体的に市町村の適正化事業の進捗状況の公表など、「見える化」を進める必要。
- こうした適正化の取組を推進するため、インセンティブ交付金の見直しとも連動して、実効性を確保する仕組みを構築すべき。

◆適正化主要5事業の実施割合と効果額

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
要介護認定の適正化	91.4%	91.6%	94.1%	94.2%	94.8%
医療情報との突合・縦覧点検	91.7% (10.5億円)	94.7% (9.8億円)	97.5% (10.8億円)	98.0% (13.1億円)	99.0% (11.9億円)
ケアプランの点検	67.1% (3.5億円)	71.9% (2.6億円)	80.7% (0.6億円)	84.7% (1.2億円)	85.9% (0.8億円)
住宅改修・福祉用具実態調査	78.2% (0.1億円)	81.5% (0.1億円)	79.2% (0.1億円)	81.1% (0.1億円)	82.5% (0.1億円)
介護給付費通知	74.2% (0.01億円)	75.1% (0.01億円)	78.7% (0.02億円)	79.4% (0.01億円)	81.3% (0.01億円)

(出所) 厚生労働省老健局介護保険計画課調べ

(注1) 括弧内は、適正化事業実施による効果額（ケアプラン点検のような質の向上、給付費通知のような事業者への牽制効果などを目的として実施する事業の波及効果は含まれない）。

(注2) 平成29年度は、1県が未提出のため、46都道府県で集計した数値。

◆適正化主要5事業の実施が10件以下の保険者数（割合）

(単位：該当保険者数、実施団体全体からみた割合)

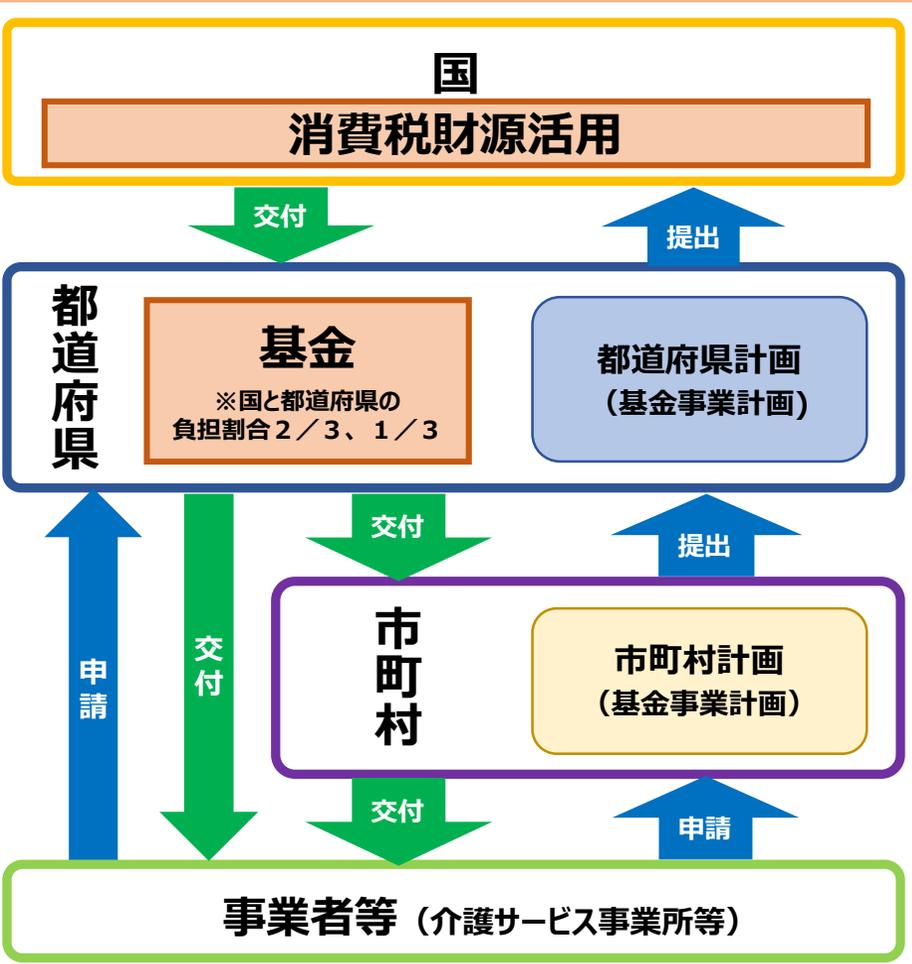
	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
要介護認定の適正化	37	4.3%	60	6.0%	51	5.1%
医療情報との突合・縦覧点検						
医療情報との突合	122	9.0%	173	11.7%	144	9.7%
縦覧点検	15	1.1%	26	1.7%	24	1.6%
ケアプラン点検	295	27.1%	343	27.1%	342	25.7%
住宅改修・福祉用具実態調査	317	25.6%	330	26.5%	335	26.3%
介護給付費通知	329	28.9%	356	28.8%	355	28.5%

(出所) 財務省・予算執行調査（令和3年9月公表）

※ 全団体数は、平成29年度は1,517団体、平成30年度・令和元年度は1,571団体

地域医療介護総合確保基金（介護分）の有効活用

- 平成27年に、地域における介護施設等の整備に関する事業や介護従事者の確保に関する事業を支援するため、「地域医療介護総合確保基金」（介護分）を各都道府県に設置。
- 毎年度、各都道府県が作成する計画を踏まえて国が必要額を交付し、各都道府県が計画に基づき事業を実施することとなっているが、特に施設整備分については、一部事業の遅延や中止等の理由により、**都道府県の基金に交付済の資金の一部が活用されずに残っている状況**。
- こうした状況を踏まえ、財源の有効活用を図る観点から、都道府県の計画を執行可能な現実的なものにするとともに、新しい事業の実施に当たっては、**都道府県の基金の残高を優先的に活用することとし、その分だけ国からの交付額を削減すべき**。



地域医療介護総合確保基金の対象事業（介護分）

- ### 介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等）
- 地域密着型サービス施設等の整備への助成
 - 介護施設の開設準備経費等への支援
 - 特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善
- ### 介護従事者の確保に関する事業
- 参入促進（ボランティアポイント活用支援、介護助手等の普及促進等）
 - 資質の向上（介護人材キャリアアップ研修支援等）
 - 労働環境・処遇の改善（負担軽減に資する介護ロボット・ICTの導入支援等）

◆予算措置額の推移（国費） （単位 億円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
施設整備分	467	467	412	412
人材確保分	82	82	137	137

◆都道府県の基金残高の合計（国費ベース、令和3年度末） （単位 億円）

施設整備分	人材確保分
919	127

令和4年度当初予算額の2倍超

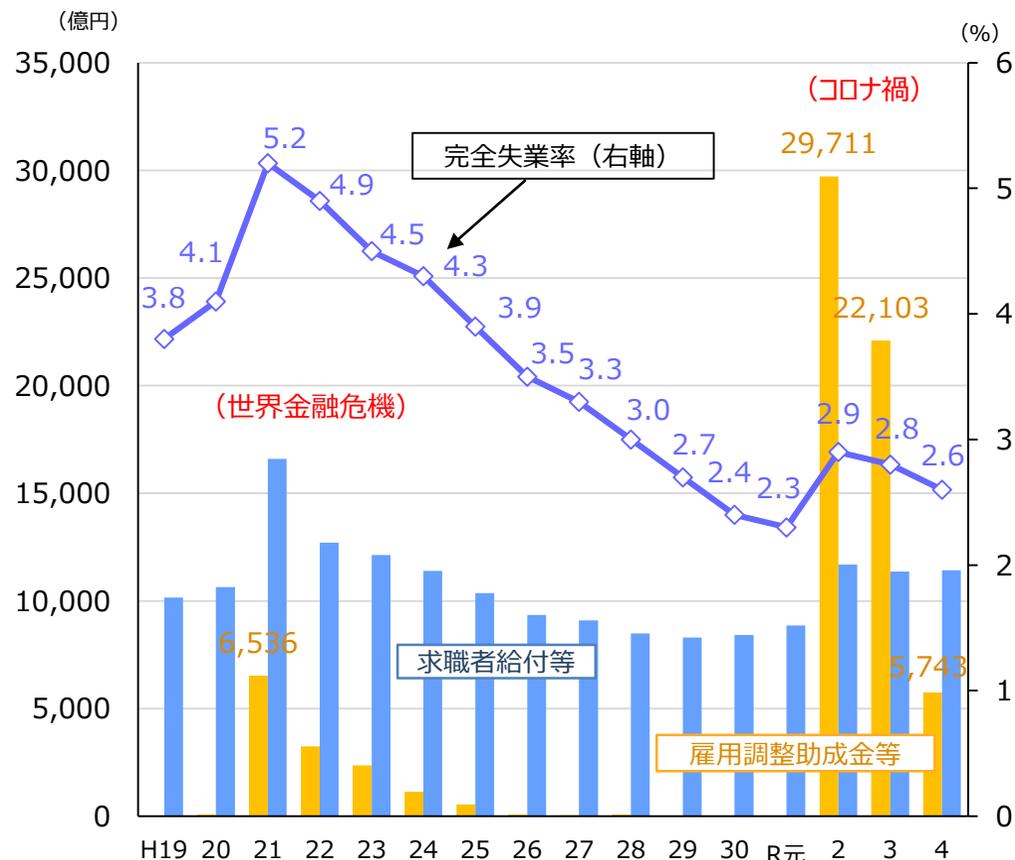
5. 雇用

雇用調整助成金の特例

- 雇用調整助成金の特例措置については、12月以降、業況の厳しい方に配慮しつつ通常制度に移行することとなったが、雇用保険被保険者以外への対応も含め、これまでに**6.6兆円**が支給され、その**3割を上回る2兆円**を国庫が負担した。
- さらに、**一般会計から労働保険特会（失業等給付）に繰り入れた1.7兆円**は雇用安定事業への貸出を通じて、雇用調整助成金の支給に充てられており、**実質的な国庫負担はさらに大きい**。

◆雇用調整助成金等の推移

◆雇用調整助成金等の支給実績及び一般会計負担額



雇用調整助成金	A	5兆7,508億円	
うち一般会計	B	1兆3,168億円	(23%)
休業支援金	C	1,144億円	
うち一般会計	D	35億円	
緊急雇用安定助成金	E	4,686億円	
休業給付金	F	2,284億円	
2～4年度計	A+C+E+F	6兆5,622億円	
一般会計負担計	B+D+E+F	2兆173億円	(31%)
失業等給付への任意繰入 (→雇用安定事業への貸出)	G	1兆7,422億円	
任意繰入を含む一般会計負担計	B+D+E+F+G	3兆7,596億円	

(注) 令和3年度までは決算ベース、4年度は支給決定ベース (令和4年10月28日時点)

⇒ この他、事業の継続・雇用の維持を図るため、主に一般会計の負担で

- ・ 持続化給付金 (5.5兆円) 等の各種給付金の支給
- ・ 時短営業に対する協力金の支給 (6.6兆円) ※令和4年6月24日時点
- ・ 実質無利子・無担保融資の実行 (42.2兆円) ※令和4年6月30日時点などの事業者支援を実施。

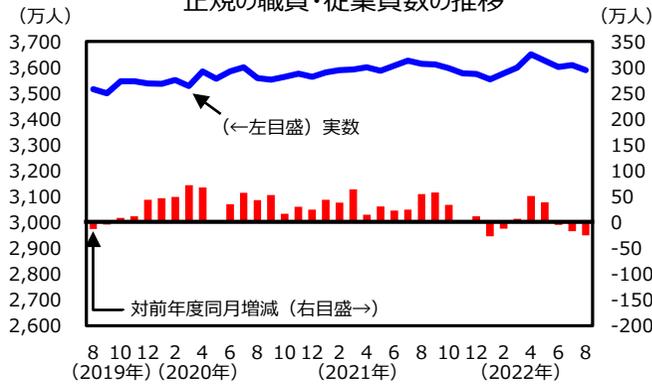
(注) 令和3年度までは決算額、令和4年度は当初予算額、令和4年度の完全失業率は令和4年9月の数値。

雇用保険の短時間労働者への適用拡大

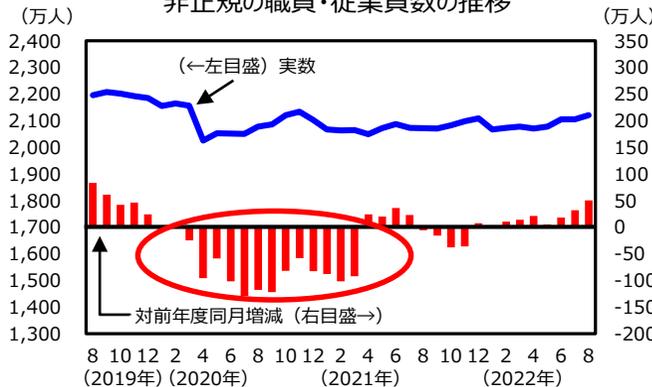
- コロナ禍では**非正規労働者を中心に失業・休業者が増加**したが、雇用保険の対象となっていない者の休業については、**全額国庫負担で救済することとなるなど、雇用保険によるセーフティネットの範囲が不十分**であることが明らかに。
- セーフティネット再構築に向けて、**雇用保険においても、様々な立場の方が個々の事情に応じて多様で柔軟な働き方ができるよう、短時間労働者への適用拡大を含め、議論を進めるべき。**

◆雇用者数の推移（正規、非正規）

正規の職員・従業員数の推移



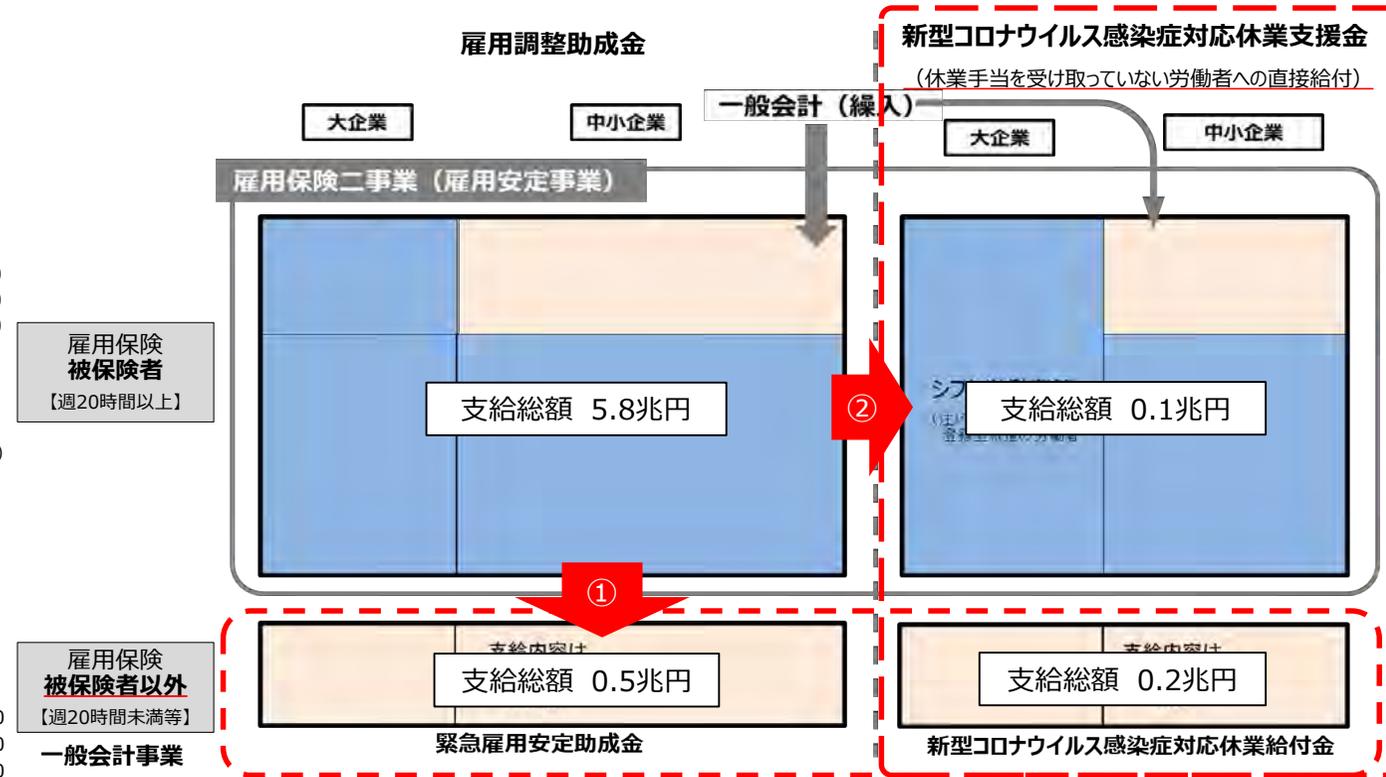
非正規の職員・従業員数の推移



（出所）総務省「労働力調査」

※「労働力調査」における「非正規の職員・従業員」は、「パート」、「アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員」、「嘱託」、「その他」。

◆雇用調整助成金の特例措置等



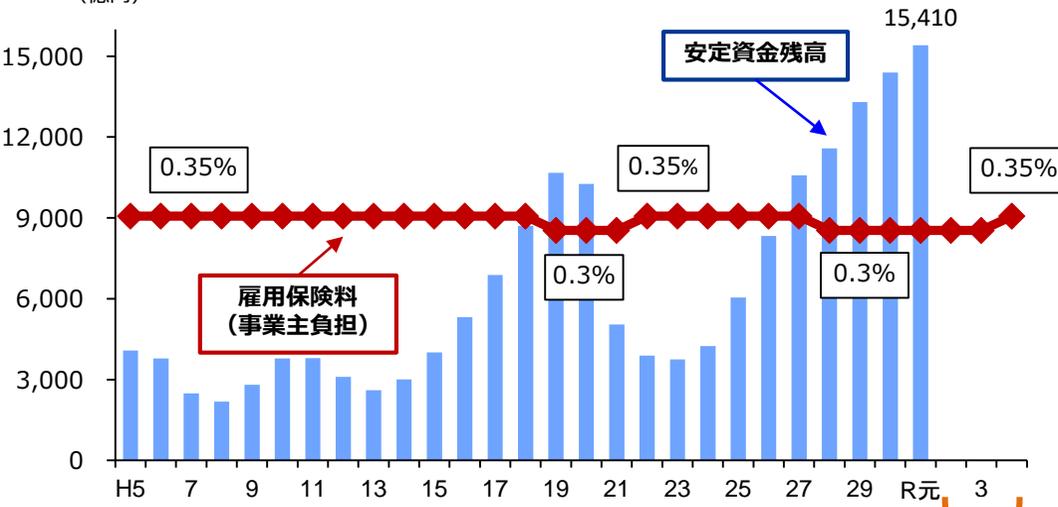
- ①：雇用保険被保険者以外（所定労働時間週20時間未満の非正規労働者等）への対応
- ②：事業主が適切な措置を講じない場合への対応

雇用安定事業による失業等給付の積立金からの借入

- 雇用調整助成金等の支給のため、雇用安定事業は失業等給付の積立金から3兆円超（うち1.7兆円は実質的に一般会計分）を借り入れている。この借入については、**雇用調整助成金等の3割以上をすでに国庫が負担していることを踏まえると、着実に返済していくことが求められる。**
- 雇用安定事業の財政安定化を図り、次なる危機において十分な対応が図られるよう、着実な返済に向けて、**雇用保険二事業の在り方を含め検討すべき。**

◆雇用安定資金残高の推移

(億円)

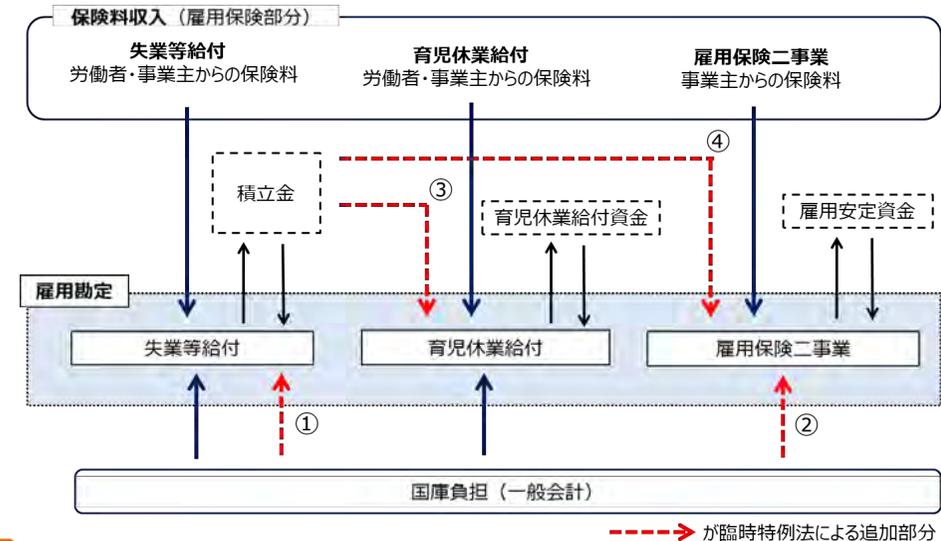


◆雇用保険料率

	令和5年度 (予定)
失業等給付等 (労使折半)	8/1,000
育児休業給付 (労使折半)	4/1,000
二事業 (事業主負担)	3.5/1,000
計	15.5/1,000

失業等給付の積立金から借入
R 2~4 累計見込
3.1兆円程度

◆臨時特例法の概要 (令和4年度末までの時限措置)



- ① 求職者給付等に要する経費について、経済情勢の変化や雇用勘定の財政状況を踏まえ、一般会計から繰り入れることができる。(任意繰入)
- ② 雇用調整助成金、新型コロナ対応休業支援金に要する費用の一部として、一般会計から繰り入れる。
- ③ 育児休業給付に要する経費を、積立金から借り入れることができる。
- ④ 雇用安定事業に要する経費を、積立金から借り入れることができる。

※ ①、②は令和4年度まで、③、④は令和6年度までの措置
※ ①は令和4年3月の法改正で常設化

雇用調整助成金制度等の見直し

- 雇用調整助成金は、危機時の雇用維持に大きな効果を発揮する一方、**健全な労働移動や労働者のスキルアップを阻害する一面**もある。とりわけ、コロナ禍における**特例対応の長期化**によって、この懸念は顕著になった。
- 今後人口減少が進み、**構造的に人手不足が深刻化**していくと考えられる中で、**労働市場の流動を高め、個々の労働者が主体的に成長分野に移動できる環境整備**が雇用の安定の観点からもより重要となる。
- 来年6月までに策定する「労働移動円滑化に向けた指針」も踏まえ、**雇用保険二事業においても、休業による雇用維持に重きを置いた現行の雇用調整助成金制度の見直しを含め、労働移動の円滑化に資する施策を強化していく必要がある。**

◆人手不足の将来推計（2030年）



◆雇用調整助成金に関する研究・意見

① 星岳雄（東京大学大学院経済学研究科教授）

「この制度は、変化に対応するための雇用調整を助成するのではなく、**抜本的な雇用調整を行わずに休業などにより切り抜けようとする企業のための給付金**である。（中略）問題は雇用を守ろうとすること自体ではなく、その目的を企業の保護によって達成しようとするのだ。（中略）**労働者が古い企業から新しい企業にスムーズに移動できれば、企業を守ることなく雇用を守ることができる。**」

② 星野卓也（第一生命経済研究所経済調査部主任エコノミスト）

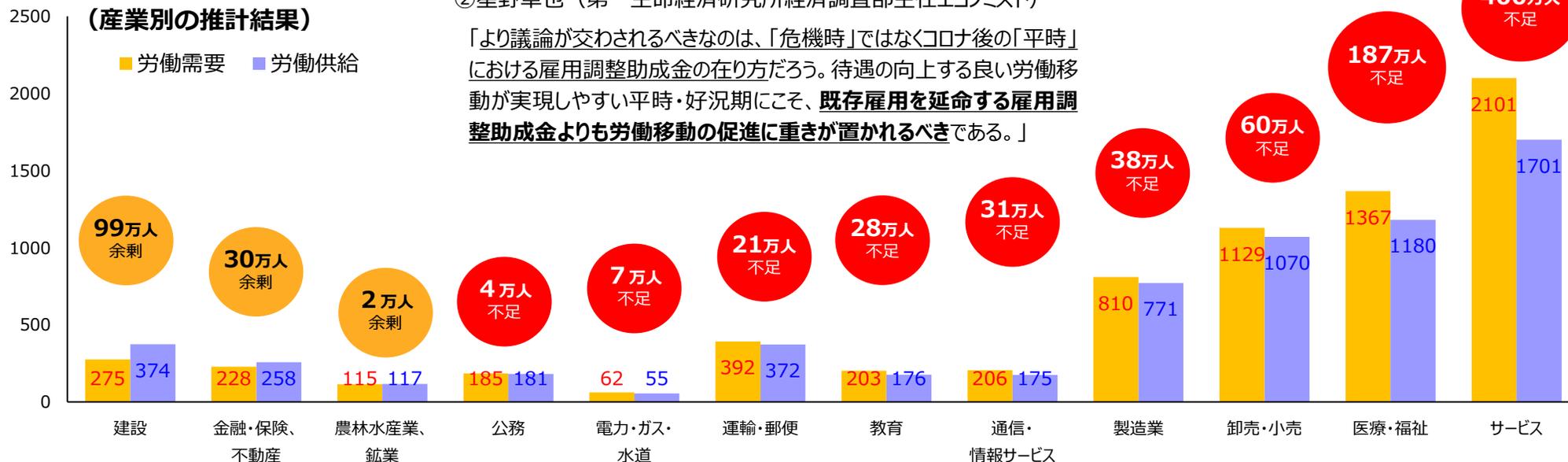
「より議論が交わされるべきなのは、「危機時」ではなくコロナ後の「平時」における雇用調整助成金の在り方だろう。待遇の向上する良い労働移動が実現しやすい平時・好況期にこそ、**既存雇用を延命する雇用調整助成金よりも労働移動の促進に重きが置かれるべき**である。」

◆特例の長期化による懸念の例

- 制度への過度な依存、労働移動阻害等
 - ・雇調金がもらえなくなるので仕方なく休業させている
- 労働者自身のモチベーション低下、不安等
 - ・本来身につくはずのスキルが身につかない不安がある
- 本来の政策意図とは異なると思われる制度利用
 - ・全休業の一方で新規雇用し、当初から全休業
 - ・受給の一方で別店舗を新規開店

(万人)

(産業別の推計結果)



(出所) パーソル総合研究所「労働市場の未来推計 2030」(2018年2月21日公表)

(出所) ①日本経済新聞 (2020年8月6日)『未来先取りの改革、今度こそ アフターコロナを探る』(抄)

②第一生命経済研究所『コロナ禍が明らかにした失業者救済措置の課題』(2022年2月25日) (抄) 97

6. 生活保護